

2015年2月

(株)パデセア 黒柳要次

ISO14001:2015と順守義務(第1回)

2015年版における順守義務の扱いと“リスク及び機会”

ISO14001:2015では環境法等令の順守(以下順守義務)が強化されている。本連載はISO14001:2015における順守義務の要求内容、順守義務の強化で実務上必要となることについて5回に渡り連載する。今回は、2015年版で順守義務の扱いが全般的にどう変わったか、及び順守義務と“リスク及び機会”について述べたい。

1. 2015年版における順守義務の強化

2015年版で順守義務が強化された背景として、EMSの将来課題スタディグループがTC207/SC1に設置され、11のテーマについて提言をとりまとめ、その中で「環境マネジメントシステムと法令及び外部利害関係者の要求事項の順守」が取り上げられたことがある。これにより、ISO14001改訂に関する勧告事項として、①法令順守を達成するアプローチ/メカニズムを明確にすること、②法令順守へのコミットメントの実証に対応すること、③順守状況に関する知識及び理解の実証について考慮することが挙げられた。この勧告にもとづいて改訂されたISO14001:2015は順守義務について強化されたものになった。

2. 用語の変更

2004年版にあった「法的及びその他の要求事項」の用語が「順守義務」に置き換わった。2015年版の用語の定義において順守義務は「組織が順守しなければならない法的要求事項、及び組織が順守しなければならない又は順守することを選んだその他の要求事項」とあり、同じ意味であることが示されている。用語としては短くなり言いやすくなったが、一方その他の要求事項が含まれていることが薄まった印象があるがいかがだろうか。

3. 2015年版における順守義務

図表2は2015年版における順守義務の扱いを規格の箇条別に整理したものである。2004年版で順守義務は、5か所(4.2環境方針、4.3.2法的及び及びその他の要求事項、4.3.3目的、目標及び実施計画、4.5.2順守評価、4.6マネジメントレビュー)で記述されていたが、2015年版では16か所、関連する箇条を含めると17か所に増えている。数だけでいえば3倍に増えた訳であるが、実際に追加となった内容は、意外と少ない。今回は追加となった内容のうち6.1リスク及び機会への取組み6.1.1一般について解説を行い、他の解説は次回以降順次行いたい。

4. 順守義務とリスク及び機会

「リスク及び機会」は環境側面、順守義務、外部及び内部の課題、利害関係者の要求事項を発生源としたものを特定することが要求されている。順守義務を発生源とするリスク及び機会は、以下

の2点が考えられる。

(1) 順守義務から逸脱するリスク

ISO14001 を運用している組織は、当然順守義務から逸脱しないように運用している訳であるが、逸脱するかもしれないリスクは認識する必要がある。

ISO14001 全体が順守義務を維持するためのシステム整備を要求している。リスクとして順守義務からの逸脱を考えたならば、どこかのシステムを強化する(例: 順守義務の決定内容の詳細化、順守義務の改正情報入手の強化、順守担当者の力量の強化、管理状況の承認者設置、複数者によるダブルチェック体制、順守義務評価者の力量強化等)必要がある。

また、順守義務が維持できないのは変化に対応できていない場合が多いように思う。順守義務に影響を与える変化の例を表2に示す。内部、外部の変化を素早く察知し、変化に伴い順守義務に影響がないか確認することが必要である。

表2 順守義務に影響を与える変化

内部要因	外部要因
<ul style="list-style-type: none">● 新規業務の開始、業務内容の変更● 組織の変更、管理体制の変更● 設備の新設、更新、増設、廃棄● 順守義務担当者の退職、異動● 順守義務に関する有資格者の退職、異動	<ul style="list-style-type: none">● 順守義務の発効● 順守義務の改正

特定の法令に関する逸脱のリスクが考えられる場合は、6.1.1 又は 6.1.2 で緊急事態として特定し、8.2 緊急事態への準備及び対応でプロセスの確立、定期的なテストによりリスクを低減すると良い。

(2) 順守義務に関する機会

順守義務に関する機会として、順守義務に素早く対応し競争力をつけることや、順守義務から生じるビジネスに参入し事業を拡大することがある。米国のマスキー法といわれる厳しい排ガス規制に日本の自動車メーカーがいち早く対応し、世界的に自動車メーカーとしての地位を固めた。最近では、フロン排出抑制法が施行され、管理第一種特定製品の定期点検、簡易点検を請け負っている設備管理会社も多いと思う。小さな話で恐縮であるが、弊社も東京都の環境確保条例における「総量削減義務と排出量取引制度」の温室効果ガスの検証業務を行っている。

順守義務をより広くとらえ、他社より優位に立つあるいは周辺ビジネスを実施するなどの機会もある。2018 年からパリ協定が発効し、日本の温室効果ガスを 2030 年までに 2013 年比で 26%削減する活動が活発になる。トヨタ自動車が「トヨタ環境チャレンジ 2050」において、2050 年グローバル新車平均走行時 CO2 排出量を 90%削減(2010 年比)、ライフサイクル CO2 ゼロ、2050 年グローバル工場 CO2 排出量ゼロを発表した。これは法的に要求されたものではないが、社会的な要請を順守義務としてとらえたものとして考えることもできる。さすがに世界の自動車販売台数のトップメー

カーは、温暖化対策でも世界最先端を走り、競争力を維持しようとしていると感心させられる。

順守義務に関する機会をとらえ、環境により自社の事業を伸ばすことを考えてみたらいかがだろうか。

以上

表 1 ISO14001:2015 における順守義務 ○:追加 △:一部追加 ー:内容の変更なし

規格箇条	順守義務	追加	2004 年版からの追加・変更内容
4.2 利害関係者のニーズ及び期待の理解	「組織の順守義務となるもの」を決定	○	利害関係者、利害関係者のニーズ及び期待、ニーズ及び期待のうち順守義務となるものを決定する。
4.3 EMS の適用範囲の決定	「4.2 に規定する順守義務」を考慮して適用範囲を決定	△	4.2 における順守義務が広がる場合、考慮すべきこととして追加になる。
5.2 環境方針	「組織の順守義務を満たすことへのコミットメント」	ー	追加なし。
6.1 リスク及び機会への取組み 6.1.1 一般	「環境側面」「順守義務」「外部及び内部の課題」「利害関係者の要求事項」に関連する「リスク及び機会」を決定	○	順守義務を発生源とする“リスク及び機会”を決定する。
6.1.3 順守義務	「組織の環境側面に関する順守義務を決定し、参照する」「順守義務を組織にどのように適用するかを決定」	△	順守義務をどのように適用するかの対象が“環境側面”から“組織”になった。
6.1.4 取組の計画策定	「著しい環境側面」「順守義務」「リスク及び機会」への取組みを計画	ー	新規の箇条であるが、実質的な追加はない。
6.2.1 環境目標	「著しい環境側面及び関連する順守義務を考慮に入れ」環境目標を確立	ー	追加なし。
7.2 力量	「順守義務を満たす組織の能力に影響を与える業務」の力量	○	順守義務を果たすための力量が必要であることが明示された。
7.3 認識	「順守義務を満たさないことを含む、EMS 要求事項に適合しないことの意味」の認識	○	従来“自覚”が“認識”になり、順守義務に対して認識することが追加された。
7.4.1 コミュニケーション 7.4.1 一般	コミュニケーションプロセスの確立に「順守義務を考慮に入れる」	ー	順守義務に伴うコミュニケーションは従来から必須であり、実質的な追加なし。
7.4.3 外部コミュニケーション	「順守義務による要求に従って」外部コミュニケーションを行う	ー	同上
7.5 文書化した情報 7.5.1 一般	「順守義務を満たしていることを実証する必要性」の為の文書化した情報	ー	順守義務に伴う文書化した情報は必須であり、実質的に追加なし。
8.1 運用の計画及び管理	「6.1 及び 6.2 で特定した取組みを実施するために必要なプロセス」を確立、実施、管理、維持	ー	従来 4.4.6 運用管理は、著しい環境側面の管理であり、順守義務に関する直接的な要求はなかった。一方、管理していればプロセスはあるため、実質的な追加なし。
9.1 監視、測定、分析及び評価 9.1.1 一般	「順守義務による要求に従って、関連する環境パフォーマンス情報について、内部と外部の双方のコミュニケーションを行わなければならない」	ー	順守義務に伴うコミュニケーションは従来から必須であり、実質的な追加なし。
9.1.2 順守評価	「順守義務を満たしていることを評価するために必要なプロセス」を確立、実施、維持。「順守状況に関する知識及び理解を維持」	○	順守評価をするための“知識及び理解を維持”が追加となった。
9.2 内部監査 9.2.2 内部監査プログラム	監査時プログラムへの考慮「環境上の重要性」	ー	従来から環境上の重要性には順守義務が含まれると解釈されるため追加なし。
9.3 マネジメントレビュー	「順守義務を含む、利害関係者のニーズ及び期待」の変化を考慮	ー	従来から“法的及びその他の要求事項の進展を含む変化している周囲の状況”をインプットとしており実質的な追加なし。

注:網掛の箇条には「順守義務」の直接的な記述はない。